

④ 注意すべき行為

1 不祥事の隠蔽

不祥事の隠蔽は、組織的な行為又は悪質な行為とみなされ、当初の不祥事以上に社会的影響度が大きく、国民からの信頼や期待を失うことになることから、決して行ってはいけません。

このパートでは、不祥事の隠蔽に関する事例を紹介します。

事例1：演習場の射場における違法射撃事案

演習場内での射撃訓練に3名の部外者が招かれ、部外者の携行した猟銃を部隊の演習指揮官が借りて自ら試射したほか、部外者に射場での小銃及び機関銃射撃を体験させました。

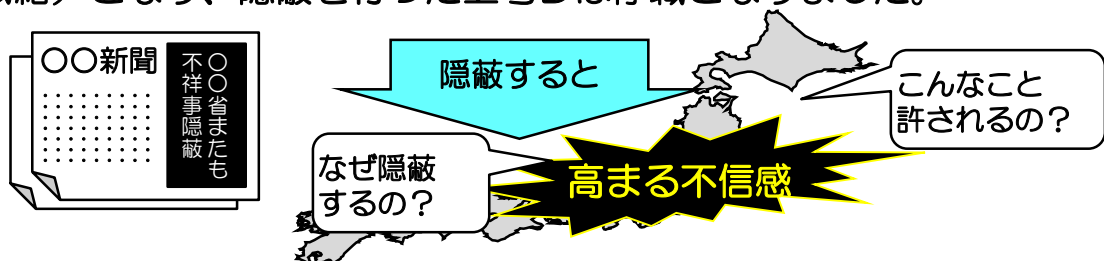
この事実を知った上級指揮官らは、安全管理の徹底した射場内でのことであり軽く扱いたいと考え、幕僚監部に所属する服務担当の幹部Aは、人に危害を加えたわけでもないので公にしない処理が望ましいとして、内部部局にも報告せず、猟銃試射のみを内々軽微に処置する方針をとりました。

ところが、5年後になって、この処置について報道関係者から疑問が提起され、防衛庁長官（当時）は徹底的な調査を命じました。その結果、二種の不正射撃が明らかとなり、当該指揮官は銃刀法違反容疑で逮捕され、懲戒免職、幕僚監部に所属する幹部A及びその上司Bは停職20日の処分を受けることとなりました。

事例2：拳銃誤射に係る事実の隠蔽等

海外派遣任務中の隊員Cは、拳銃の実弾1発を誤射しました。報告を受けた上司Dは、隊員Cが安全点検を行う場所以外の場所で誤射したという事実を隠蔽し、安全点検を行う場所で誤射したと虚偽の報告を行いました。

その後、事実の隠蔽、虚偽の報告が発覚し、関係者は懲戒処分（停職、減給）となり、隠蔽を行った上司Dは停職となりました。



④ 注意すべき行為

2 組織のためになるという認識に基づく誤った行為

組織のためになるという認識に基づく誤った行為が、かえって組織に悪影響を与えた事例を紹介します。

事例：情報公開請求者リストを作成し、他部署に配布等した

防衛庁（当時）が情報公開請求者の身元リストを作成し閲覧している旨の報道がありました。

調査の結果、幕僚監部に所属する隊員が、個人情報保護に関する法令の規定に違反してリストを作成し、他部署の担当者にも配布していたことが発覚しました。

(1) この事例は、次の個人情報保護に関する法令に違反していました。

ア 個人情報ファイルに記録されている情報は、当該ファイルの保有目的の達成に必要な限度を超えてはならない

イ 知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない

(2) また、違反に至った原因の一部は、次のとおりでした。

ア 個人情報保護に対する認識の低さ

イ 他の担当者への感謝の気持ちや関係部署への仲間意識等

(3) 本事例では、(2)のような認識に基づき行動した結果、法令違反を招くに至りました。

たとえ組織のためであっても、自己の行為が法令に違反していないかどうか、自ら確認を行う必要があります。

